

令和元年（行ウ）第275号、同第598号環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2021年（令和3年）12月2日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

準備書面 17

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 森 詩 絵 里

弁護士 吳 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 宰

弁護士 浅 岡 美 恵

同復代理人

弁護士 半 田 虎 生

第1	原告らの生命・健康・住居などの財産・食料への深刻な危険が差し迫っていること.....	4
1	前回の期日以降の2つの記事.....	4
2	前回の準備書面15で触れたような異常気象による被害は、日々深刻化し、極めて重大な状況を引き起こしつつあること、準備書面6（2）で詳述した漁業被害もより深刻化していること.....	4
3	本件環境アセスが適切だったかどうかは、日本に住む人々に対する、生命・健康・住居などの財産・食料への深刻な危険が差し迫っていることを前提として判断されなければならないこと.....	5
第2	本件新設発電所の稼働は、その深刻な危険を増大させ、より切迫させること.	5
1	これ以上の被害を防ぐためには、一刻も早いカーボンニュートラルを実現する必要があり、日本政府が2020年10月に宣言し、2021年の地球温暖化対策推進法の目的とされた、2050年のカーボンニュートラル、及び、2021年4月に宣言され、国の計画に定められた、2030年度の2013年度から46%以上削減目標は、最低限達成すべきであるが、そのためには、2030年を超えて、石炭火力発電所を維持し、稼働させることは著しく困難であること.....	6
2	本件新設発電所による二酸化炭素の排出と温暖化は直接結びつくこと、いままでの温暖化によりすでに深刻な状況が生じており今後の排出によってさらに深刻化しかねないという状況を見無視してはならないこと、本件新設発電所が稼働する時点（2023年時点）日本の石炭火力発電所からの二酸化炭素排出量約3億1000万トン、その時点の全世界の約1.0%～約1.3%と多大なものであり、本件新設発電所から排出される二酸化炭素が、その二酸化炭素と相まって、その累積的影響により地球温暖化を加速させること.....	7
3	小括.....	8
第3	CCS（CCUS）も、アンモニア混焼も、本件新設発電所を稼働させる理由とはなり得ないこと.....	9
1	CCS（CCUS）も、アンモニア混焼も、技術的に実施できるか不明な上、	

とるべきでない対策となってしまうこと.....	9
2 本件環境アセスにおいては、CCS（CCUS）も、アンモニア混焼も、環境 保全措置として考慮すべきではないこと.....	10
第4 本件新設発電所がなくとも、電力危機はなく、本件新設発電所の設置・稼働の 必要性はないこと.....	10
第5 本件環境アセスの手続きには多くの重大な瑕疵があり、その手続きの不適切さ は著しいこと.....	11
1 二酸化炭素の排出の問題について、排出量を記述するだけで、「人の健康、生 活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握する」ような、調査、予測及び評価は行 われていないという瑕疵.....	11
2 配慮書では、環境の保全に支障を生じさせる影響要因として、二酸化炭素・温 室効果ガスが選定されていない瑕疵.....	12
3 温排水の影響について、影響を調査・予想するにあたっては、影響を受ける魚 介類・藻類、その生育環境である藻場などの状況を調査し、予測することをして いない瑕疵.....	12
4 計画段階配慮事項として検討すべき複数案の設定・検討をしていない瑕疵..	13
5 「低減した」事実すらも示せておらず、決定的な誤りがあること.....	14
6 簡略化の要件も欠くのに、簡略化アセスとした重大な瑕疵があること.....	15
7 本件新設発電所が稼働した場合の、パリ協定・1.5°C特別報告書の目標（2050年 カーボンニュートラル宣言・2030年に2013年比較で46%以上削減目標によって具 体化されたもの）との整合性が検討されていない瑕疵.....	16
8 環境省からの指摘にもかかわらず、本件新設発電所からの年間726万トンの二 酸化炭素の排出を追加することが、日本の2030年の石炭火力発電からの二酸化炭 素排出量を2030年度において約2.2億トンとするという2018年当時の日本の目標 とどう整合するのか、全く検討もされていない瑕疵.....	18
9 総括.....	18

第1 原告らの生命・健康・住居などの財産・食料への深刻な危険が差し迫っていること

第1点目に申し上げたいことは、原告らの生命・健康・住居などの財産・食料への危険が差し迫っているということである。

1 前回の期日以降の2つの記事

前回の期日以降の2つの記事をご覧いただきたい。

1点目は、2021年11月9日の、神奈川県横須賀市付近での、豪雨により、道路が冠水している状況を伝える動画・写真などである。

2021年11月9日には、関東南部で大雨が降り、本件の原告らの多くが居住する横須賀市でも、横須賀市汐入から同市本町3丁目の京浜急行の汐入駅付近から上町（うわまち）にかけて、道路が水没し、道路の通行が一時的に不可能な状態となった（甲236）。

その付近は、2017年8月1日にも水没し、京浜急行の汐入駅及び横須賀中央駅はその時には、水没した（甲101）。

2点目は、2021年9月13日の日本経済新聞の記事「サケ捕れずマンボウ揚がる北海道 海洋熱波¹で生態系異変」である。

2021年6月から9月のサケ、サンマ、イカ、ウニの漁獲が減少し、南方の魚が増えている状況、その原因として、海洋熱波の頻発が考えられること、2021年も北海道周辺海域では7月中旬から海面付近の水温が上昇し、7月下旬から8月上旬にかけて平年より5度ほど高くなったことが報道されている（甲237）。

2 前回の準備書面15で触れたような異常気象による被害は、日々深刻化し、極めて重大な状況を引き起こしつつあること、準備書面6（2）で詳述した漁業被

¹ 数日から数年にわたり急激に海水温が上昇する現象 「過去の統計で10%以下しか起こらない高水温が5日以上続くこと」という定義が一般的

害もより深刻化していること

以上の通り、前回の準備書面15で触れたような異常気象による被害は、日々深刻化し、極めて重大な状況を引き起こしつつあることが報道されている。

特に日本は、降雨量が多いことから、地球温暖化による豪雨の頻発化などによる洪水被害、土砂災害などの被害を受けやすい。それは、甲236号証が示す通り、あるいは、準備書面15の28頁から30頁で詳述した通り、原告らの多くが居住する、横須賀市周辺でも極めて危機的で、深刻な状況にある。

また、熱波にしても、他の国では著しい乾燥の中で、山火事などをもたらしているが、日本では、高い湿度の中で、熱中症による死者・健康被害をもたらしている。

さらに、地球温暖化による海温上昇・海洋熱波は、生態系を一変させ、原告らが準備書面6(2)で詳述したような漁業資源の枯渇をもたらした。その結果、水産物を最もよく食べる日本の人々の食生活を危機に陥れようとしている。その状況も、前掲の2021年9月13日の日本経済新聞の記事(甲237)の通り、より深刻化しているのである。

3 本件環境アセスが適切だったかどうかは、日本に住む人々に対する、生命・健康・住居などの財産・食料への深刻な危険が差し迫っていることを前提として判断されなければならないこと

原告らを含む、日本に住む人々に対する、生命・健康・住居などの財産・食料への深刻な危険(英語で言うdanger)は、差し迫っているのである。本件環境アセスが適切だったかどうかは、この点を前提事実として、判断されなければならない。

第2 本件新設発電所の稼働は、その深刻な危険を増大させ、より切迫させること

第2点目は、本件新設発電所の稼働は、多大な二酸化炭素の排出をもたらし、生命・健康・住居などの財産・食料への深刻な危険を増大させ、より切迫させる

ということである。

- 1 これ以上の被害を防ぐためには、一刻も早いカーボンニュートラルを実現する必要がある、日本政府が2020年10月に宣言し、2021年の地球温暖化対策推進法の目的とされた、2050年のカーボンニュートラル、及び、2021年4月に宣言され、国の計画に定められた、2030年度の2013年度から46%以上削減目標は、最低限達成すべきであるが、そのためには、2030年を超えて、石炭火力発電所を維持し、稼働させることは著しく困難であること

2021年8月6日に公表された、I P C C第6次評価報告書WG1・SPM HC（甲209号証）では、（二酸化炭素の排出を中心とする）「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」としている。

I P C C第6次評価報告書WG1・SPMにおける主な評価（甲210）は、「陸域のほとんどで1950年代以降に大雨の頻度と強度が増加（人為起源の気候変動が主要な駆動要因）」

「最近10年間に発生した高温に関する極端現象のいくつかは、人間の影響なしでは、発生していた可能性が極めて低い。」

「1970年代以降、海洋上層（水深0～700m）が温暖化（人間の影響が主要な駆動要因）」

「海洋熱波の頻度は1980年代以降倍増。2006年以降に発生した海洋熱波のほとんどに人間の影響が寄与」

としており、第1点目で申し上げた、

①地球温暖化による豪雨の頻発化などによる洪水被害、土砂災害などの被害、

②熱中症による死者・健康被害、

③地球温暖化による海温上昇・海洋熱波による漁業資源の枯渇、

の3点は、いずれも、人為起源の気候変動が主要な駆動要因又は人間の影響が寄与とされている。

準備書面15及び準備書面6（1）、準備書面6（2）などで詳述した通り、現在までの地球全体で平均1℃の気温上昇の状況のもとにおいても、日本及び日

本近海は、極めて深刻な被害を受けている（現状の各国の目標をあわせると、平均2.4℃の上昇が予想される極めて重大な危機的状況にある）。

これ以上の被害を防ぐためには、一刻も早く、遅くとも2030年以降できる限り早い時期にはカーボンニュートラルを実現する必要がある。日本政府が2020年10月に宣言し、2021年の地球温暖化対策推進法の目的とされた、2050年のカーボンニュートラル、及び、2021年4月に宣言され、国の計画に定められた、2030年度の2013年度から46%以上削減目標は、最低限達成すべきである。

他方、準備書面15の77頁以下で詳述した通り、その目標を達成するためには、2030年を超えて、石炭火力発電所を維持し、稼働させることは著しく困難である。

2 本件新設発電所による二酸化炭素の排出と温暖化は直接結びつくこと、いままでの温暖化によりすでに深刻な状況が生じており今後の排出によってさらに深刻化しかねないという状況を見無視してはならないこと、本件新設発電所が稼働する時点（2023年時点）日本の石炭火力発電所からの二酸化炭素排出量約3億1000万トン、その時点の全世界の約1.0%～約1.3%と多大なものであり、本件新設発電所から排出される二酸化炭素が、その二酸化炭素と相まって、その累積的影響により地球温暖化を加速させること

本件新設発電所からは、1年間に726万トンという大量のCO₂が排出される。温室効果ガスの累積排出量と地球の平均気温の上昇幅がほぼ比例するから、本件新設発電所による二酸化炭素の排出は、地球の平均気温の上昇に必然的に寄与する。

本件新設発電所が稼働した場合、そこから排出される二酸化炭素は、2050年実質ゼロ排出を実現するまでの間に今後世界中で排出される二酸化炭素の総量の2500分の1を占める。これは相当な割合であり、地球温暖化の促進に大きな影響を及ぼす。

しかも、本件新設発電所からの二酸化炭素排出は、地球温暖化という問題が全

くない「白紙状態の地球」でおこなわれるわけではなく、すでに、地球温暖化によって極めて深刻な被害が生じており、人類が重大な局面にさらされている、という状況下でおこなわれようとしている。その状況下にある以上、本件新設発電所からの二酸化炭素排出は、その危機をさらに高める行為となる。

その上、2023年時点で、日本の石炭火力発電所から排出される二酸化炭素の量は、本件新設発電所を除いても、1年間で約3億200万トンになっており、その後、すべての石炭火力発電所を40年で廃止するとしても、2030年時点で、日本の石炭火力発電所から排出される二酸化炭素の量は、1年間で約2億6千万トンになる。そして、本件新設発電所が稼働した場合、2023年時点の、日本の石炭火力発電所からの二酸化炭素排出量は約3億1000万トンとなる。これは、全世界の二酸化炭素排出量の約1%～約1.3%と多大なものとなる。

3 小括

以上の通り、現在までの地球全体で平均1℃の気温上昇の状況のもとにおいても、日本及び日本近海は、極めて深刻な被害を受けている中で、しかも、他に多くの石炭火力発電所が操業し、そこから多大な二酸化炭素が排出されている中で、本件新設発電所の稼働による二酸化炭素排出量の追加は、他の石炭火力発電所から排出される二酸化炭素との累積的影響が考慮されるべきであり、それは、2023年時点で、全世界の二酸化炭素排出量の約1%～約1.3%と多大なものをもたらすものであり、日本の削減目標実現の妨げになり、地球温暖化を加速させ、生命・健康・住居などの財産・食料への深刻な危険を増大させ、切迫させるのである。

ちなみに、2021年11月前半に、イギリスのグラスゴーで開催されたCOP26（第26回国連気候変動枠組条約締結国会議）で議決された協約²（PACT）において、気候変動枠組条約の歴史上初めて、石炭火力発電所について、その削減

² 環境省の暫定訳（甲238）では、PACTのことを「合意」と訳しているが、PACTは、通常条約の一種として法的効力を有するものなので、「協約」と訳した。

に向けて一層の努力をすべきことが規定された（COP26の協約（PACT）20）。

同協約では、「気候変動の影響は、摂氏1.5度の気温上昇の方が摂氏2度の気温上昇に比べてはるかに小さいことを認め、気温上昇を摂氏1.5度に制限するための努力を継続することを決意する。」（同協約16）、「世界全体の温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能的に削減する必要があることを認め」（同協約17）、「この決定的な10年における行動を加速させる必要があることを認める。」（同協約18）としている（甲238）。

第3 CCS（CCUS）も、アンモニア混焼も、本件新設発電所を稼働させる理由とはなり得ないこと

第3点目は、CCS（CCUS）も、アンモニア混焼も、本件石炭火力発電所を稼働させる理由とはなり得ないことである。

1 CCS（CCUS）も、アンモニア混焼も、技術的に実施できるか不明な上、とるべきでない対策となってしまうこと

政府の対策では、本件石炭火力発電所を稼働させるとしても、2030年以降は、CCS（CCUS）やアンモニア混焼によって、二酸化炭素排出量を減らしていけるので、目標達成に支障はなく、又、地球温暖化への悪影響を防げるかのような記述がされている。

しかし、CCS（CCUS）についてみると、

第一に、日本には、二酸化炭素の適切な貯留地点もなく、日本において、2030年までに石炭火力にCCSを導入できるような状況にはまったくない（準備書面13の31頁以降において詳述）（同所に記載した通り、二酸化炭素は、多くの人を死に至らしめるおそれのある気体であり、潜在的にそうした危害をもたらす恐れがある）。

第二に、日本以外のところに、二酸化炭素の適切な貯留地点を探し、そこに、回収した二酸化炭素を運搬して、貯留する案については、二酸化炭素の回収のコ

スト、莫大な量となる回収された二酸化炭素の運送コストを考えると、非常に高額となり（準備書面15の100頁に詳述）、より安価な様々な種類の再生可能エネルギーといった、代替手段のある発電部門では、ありえない対策となる。

アンモニア混焼についても、技術的に様々な問題があり、実用可能性に疑問がある上、コスト的にも非常に高いものとなる可能性があり、様々な種類の再生可能エネルギーといった、代替手段のある発電部門では、とるべきでない対策となる。また、アンモニアは、その製造工程で、二酸化炭素を排出するおそれが指摘されている。

以上の通り、CCS（CCUS）も、アンモニア混焼も、技術的に実施できるか不明な上、とるべきでない対策となってしまう、本件新設発電所を稼働させる理由とはなり得ない。

2 本件環境アセスにおいては、CCS（CCUS）も、アンモニア混焼も、環境保全措置として考慮すべきではないこと

また、以上の通り、現時点では、CCS（CCUS）も、アンモニア混焼も、技術的に実施できるか不明なものである。環境影響評価における、環境保全措置は、実行可能なものについて検討するものとされている。実現可能性が見通せないものについて、環境保全措置として考慮することは、適切なものではない。

第4 本件新設発電所がなくとも、電力危機はなく、本件新設発電所の設置・稼働の必要性はないこと

第4点目は、本件新設発電所がなくとも、電力危機はなく、本件新設発電所の設置・稼働の必要性はないということである。

準備書面15の「第3」「6」（90頁から95頁）において、詳細に検討した通り、2030年の時点において、石炭火力発電をすべて停止したとしても、適切な政策措置がとられれば、2013年比較で、省エネルギーによって、20%以上の電力消費削減がされ、電力消費量の約半分を再生可能エネルギー（自然エネルギー）で

まかない、残る半分を既存の天然ガス火力発電でまかなうことは可能である。

安定供給の点、すなわち、曇りや雨雪で太陽光発電が最少となる一方、冷暖房の需要が高くなるような事態が発生する場合の電力供給に不安が生じないかと言う観点からも、再生可能エネルギー（自然エネルギー）、特に風力が予定通り整備されれば、特段の支障は生じない。

万が一の時のために、石炭火力発電所のうち一部を予備力として保存しておくとしても、せいぜい数百万kwの確保で十分なものと思われ、既存のものの一部を保存することで対応でき、新規増設は全く必要ない。

以上からすると、本件新設発電所がなくとも、電力危機はない。日本における電力供給という点からみて、本件新設発電所の設置・稼働の必要性はまったくない。

「電力需要に見合う電力をどのようにして供給するかという問題」は発生しないのである。

「電力需要に見合う電力」は上記のように、再生可能エネルギー（自然エネルギー）と既存の天然ガス火力発電で十分にまかなえるのであり、曇りや雨雪で太陽光発電が最少となる一方、冷暖房の需要が高くなるような事態が発生する場合の電力供給についても、特段の支障は生じない。万が一の時のために、石炭火力発電所のうち一部を予備力として保存しておくとしても、せいぜい数百万kwの確保で十分なものと思われ、新規増設は全く必要ない。本件新設発電所の設置・稼働の必要性はないのである。

第5 本件環境アセスの手続きには多くの重大な瑕疵があり、その手続きの不適切さは著しいこと

第5点目は、本件においては、本件環境アセスの手続きには多くの重大な瑕疵があり、その手続きの不適切さは著しいということである。

- 1 二酸化炭素の排出の問題について、排出量を記述するだけで、「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握する」ような、調査、予測及び評価は行

われていないという瑕疵

今日的状況のもとにおいては、二酸化炭素の排出の問題も、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に重大な支障を生じさせている問題として、すなわち、発電所アセス省令5条3項1号・6条1項1号と同様の趣旨で、「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握する」というように、調査、予測及び評価は行われるべきである。

しかし、本件環境アセスにおいては、二酸化炭素の排出の問題について、排出量を記述するだけで、「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握する」ような、調査、予測及び評価は行われていない。

2 配慮書では、環境の保全に支障を生じさせる影響要因として、二酸化炭素・温室効果ガスが選定されていない瑕疵

そもそも、本件環境アセスでは、配慮書では、環境の保全に支障を生じさせる影響要因として、二酸化炭素・温室効果ガスが選定されていない。

3 温排水の影響について、影響を調査・予想するにあたっては、影響を受ける魚介類・藻類、その生育環境である藻場などの状況を調査し、予測することをしていない瑕疵

温排水の影響を調査・予想するにあたっては、影響を受ける魚介類・藻類、その生育環境である藻場などの状況を調査し、予測することが必要である。この点は、発電所アセス省令6条1項1号、22条1項1号、被告（経済産業省）が作成した発電所アセスの手引きの文言、本件事業者が、配慮書の「水環境」についての、神奈川県知事の意見に対し「具体的な現地調査については、対象事業実施区域の周辺海域を対象に、発電所アセスの手引きに示された手法を用いて、調査を行います。」（乙8・435頁）と回答していることから明らかである。

しかし、本件環境アセスでは、具体的な漁業の実態について調査していない。漁業という観点からみた、主要な魚等の遊泳動物生息場又は漁場が改変される内

容及び程度についても調査も予測もされていない。主要な漁業対象魚種については、それぞれの種に着目した、状況の調査が必要であるが、それはされていない。稚仔魚の状況を見る限り、漁業資源として重要なものであって、環境基本法にいう生活環境を構成する魚介類の稚仔魚が相当数存在していることが判明しているにもかかわらず、それらの成魚の生息状況について調査がされていない。サヨリ網漁については、容易に影響が予想されるが、本件新設発電所から排出される温排水によって、原告番号47の原告が営むサヨリ網漁などの漁がどのような影響を受けるのか調査も予測もしていない。底生生物の調査においても、漁業資源として重要なものであって、環境基本法にいう生活環境を構成する魚介類（アワビ、サザエ、ミル貝、タイラ貝、ナマコ）であっても、特定された調査がされていない。藻場の状況の調査も不十分である。

4 計画段階配慮事項として検討すべき複数案の設定・検討をしていない瑕疵

本件事業者は、計画段階配慮事項として検討すべき複数案（代替案）として、天然ガス火力発電事業、太陽光発電・風力発電などの再生可能エネルギー発電事業を設定し検討をしていない。

これは、二酸化炭素排出量という点から見て、石炭火力発電の2分の1以下であり、かつ、当該事業（石炭火力発電）について最善の環境保全措置を取った場合よりも、環境影響を回避したり、大幅に低減したりする可能性がある事業（天然ガス火力発電の案、太陽光発電・風力発電などの再生可能エネルギー発電事業の案）がある場合であるにもかかわらず、そうした複数案（代替案）を設定・検討していないというものである。

そもそも、本件は、地球温暖化によって極めて深刻な被害が生じており、人類が重大な局面にさらされている状況のもとにおいて、地球の平均気温の上昇に必然的に寄与する二酸化炭素を大量に排出する事業を営なもうとするものである。しかも、本件新設発電所が稼働を予定する時点である2023年時点の、日本の石炭火力発電所からの二酸化炭素排出量は約3億1000万トンであり、全世界の二酸化

炭素排出量の約1%～約1.3%と多大なものである。こうしたなかで本件新設発電所が石炭火力発電所としてさらに多量の二酸化炭素を排出することは、他の日本の石炭火力発電所から排出される二酸化炭素と相まって、地球温暖化を一段と加速させる。こうした状況に照らしつつ、環境アセス（計画段階配慮）手続において、CO₂の排出という観点から、どのような事業を営むか検討するかについて複数案（代替案）を設定・検討することは欠かせない。

この複数案（代替案）設定・検討は、環境影響評価の核心であって、極めて重要なものであり、住民との適切なコミュニケーションを通じて、より適正な環境配慮を実現していくことを容易にするという観点からも、強く求められるものである。

この設定・検討をしていないことは極めて重大な瑕疵となる。

5 「低減した」事実すらも示せておらず、決定的な誤りがあること

本件環境アセスにおいて、本件事業者は、旧発電所と比較して、二酸化炭素の排出原単位及び年間排出量が減少しているのを、二酸化炭素の排出について、環境影響は低減しているとしている（評価書（乙8）1211頁）。

しかし、第一に、二酸化炭素の排出原単位でみれば、本件評価書の記載からみても、旧発電所の3～8号機の0.627kg-CO₂/kWhから、本件新設発電所の稼働時は、0.749kg-CO₂/kWhとなるのであって、低減していない。

第二に、二酸化炭素の年間排出量も、旧発電所と比較しても、減少していない。旧発電所が排出した、エネルギー起源のCO₂の年間排出量は（平成18年以降の平均で）151万t前後となる。それに対し、本件新設発電所のCO₂の年間排出量は、約726万tとなり、大幅に増加しており、減少していない。

同様に、温排水についても、リプレース前の値と比較して、温排水排出熱量が減少しているとしている。

しかし、リプレース前の温排水の年間排出総量は、
平成26年以降の年間温排水熱量は、0
平成13年から平成27年までの15年の平均でも、 $2,018,304,000^{\circ}\text{C}\cdot\text{m}^3/\text{s}$
となる。

他方、本件新設発電所の年間温排水排出熱量は、他でも本件環境アセスで用いている、85%の稼働率で計算すると、 $10,695,434,400^{\circ}\text{C}\cdot\text{m}^3/\text{s}$
となる（以上の熱量は、乙8・483頁の表に基づく）。

旧発電所が実際に発していた年間温排水排出熱量よりも、本件新設発電所の年間温排水排出熱量の方が明らかに多い。

以上の通り、本件環境アセスにおいて、本件事業者は、環境保全措置をとることによって「低減した」事実を示せていない。

6 簡略化の要件も欠くのに、簡略化アセスとした重大な瑕疵があること

上記の通り、温室効果ガスの点でも、温排水の点でも、旧発電所のもたらしけていた環境影響から、悪化することは明らかで、簡略化の要件は満たされていない。（詳しくは、原告ら準備書面8記載の通り）

そもそも、簡略化が認められるのは、発電所アセス省令21条4項の場合と23条2項の場合に限られ、いずれも三号の「類似の事例」により「（環境）影響の程度が明らか」である場合限定されている。

「類似の事例」により「（環境）影響の程度が明らか」とされる場合に、環境影響評価における調査の簡略化が許されるのは、改めて環境影響評価における調査を不要とするような、環境影響に関する十分かつ信頼できる調査結果が存在するからである。

しかし、本件においては、以下のような状況があり、簡略化の基礎もない。

- ① 旧発電所による環境影響についてはアセスがおこなわれておらず、十分かつ信頼できる調査結果が存在するとは言えない。アセスにおける調査を代替するような信頼しうる調査データも存在しない。

② 旧発電所の稼働率が低水準にとどまった期間が数十年間も続いており、旧発電所の稼働率が高かった当時とは異なる環境状況がすでに安定的に形成されていたといえる。かかる環境状況に関する調査と予測は不可欠である。

したがって、簡略化をした点でも、本件環境アセスには、重大な欠陥がある。どのような環境影響評価が欠けているかについては、原告ら準備書面8、及び、原告ら準備書面14の23頁から45頁まで記載の通りである。

ちなみに、この点について、神奈川県知事が、配慮書に対し、「発電所が全て停止して2年以上経過し、その後、今回の事業に伴い温排水の排出が再開されることから、水温及び海域に生息・生育する動植物に対する温排水の影響を環境影響評価項目として選定した上で、発電所停止後の時間経過に伴う水質や生息・生育環境の変化が想定されることを踏まえた調査、予測及び評価の方法を検討し、適切に環境影響評価を行うこと」（乙8号証・379頁）と意見を述べていることも、温排水について、簡略化の要件を満たすとの被告の主張には理由がないことを裏付けるものである。

7 本件新設発電所が稼働した場合の、パリ協定・1.5℃特別報告書の目標（2050年カーボンニュートラル宣言・2030年に2013年比較で46%以上削減目標によって具体化されたもの）との整合性が検討されていない瑕疵

本件新設発電所は、いままでみてきたように、他の日本の石炭火力発電所からの二酸化炭素排出とあいまって、地球温暖化を加速させるものと考えられ、かつ、本件新設発電所が稼働開始する2023年時点で、日本の石炭火力発電所から排出される二酸化炭素の量は、本件新設発電所を除いても、1年間で約3億200万トンになっており（本件新設発電所を含めた日本の石炭火力発電所からの2023年の二酸化炭素排出量約3億1000万トンは、全世界の二酸化炭素排出量の約1%～約1.3%という莫大な量）、その後、すべての石炭火力発電所を40年で廃止するとしても、2030年時点で、日本の石炭火力発電所から排出される二酸化炭素の量は、1年間で約2億6千万トンになっている状況にあると考えられた。

日本はパリ協定を批准し、同協定は2016年11月に発効した。日本はパリ協定の締約国として、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するため、…迅速な削減に取り組むことを目的とする」（甲24・同協定4条1項）ことを国際社会に約束した。さらに、「摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに…摂氏1.5度高い水準に制限するための努力を…継続する」（甲24・2条1項）という協定の目標を実現するために「出来る限り高い野心を反映する」と言えるだけの「貢献」をおこなうことを約束した（同4条1項・3項）。しかも、日本は「先進締約国」として「先頭に立つ」ことが求められている（同4条4項）。

原告ら準備書面15で詳しく述べたように、「実質ゼロ」及び前記の気温目標を達成するためには、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を削減し、累積排出総量（カーボンバジェット）を一定量に抑えることが欠かせないから、（累積）排出総量に着目した施策が不可欠である。とりわけ、石炭火力発電所のように大量の二酸化炭素を排出する排出源についてはこうした施策の立案と実施が極めて重要な意味を持っている。

被告は、被告準備書面（4）において、「国内における地球温暖化対策」として掲げる、「局長級取りまとめ」、「自主的枠組み」、省エネ法（ベンチマーク指標）などの取り組みを掲げているが、これらは単に先端的な発電技術を用いることを目指すだけのものであって、二酸化炭素の（累積）排出総量の抑制を担保・実現するためのものではない。たとえ先端的な発電技術を用いた石炭火力発電所であっても、そうした発電所が多数建設されれば（日本では実際にそうになっている）、排出総量は著しく増大し、パリ協定に完全に逆行する事態をもたらすことになる。

したがって、パリ協定との整合性という観点からすれば、単に適用する技術に関する検討だけでは足りず、（累積）排出総量という観点からの検討が必要不可欠である。ところが、本件アセスでは、こうした（累積）排出総量という観点から検討した形跡が全くない（原告ら準備書面12・36頁以降、同15・75頁以降）。前

述のように、日本の他の石炭火力発電所からの二酸化炭素排出が続いているのであるから、こうした状況を前提としつつ、それに本件新設発電所が追加された場合にパリ協定が掲げる気温目標・実質ゼロ目標との整合性がどのように図られるのかについて検討をおこなうことは必須である。しかし、事業者はそうした検討を一切おこなっておらず、被告も、事業者に対しこうした検討を促さなかった。

本件アセスにはこの点でも重大な瑕疵がある。

8 環境省からの指摘にもかかわらず、本件新設発電所からの年間726万トンの二酸化炭素の排出を追加することが、日本の2030年の石炭火力発電からの二酸化炭素排出量を2030年度において約2.2億トンとするという2018年当時の日本の目標とどう整合するのか、全く検討もされていない瑕疵

原告らの準備書面12・38頁以下に引用した通り、環境省は「現在の計画どおりに石炭火力発電所が建設されると、各設備の稼働率を相当程度低くしなければ、2030年度の削減目標・電源構成を達成できない可能性がある」と指摘している（2018年3月発表の「電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価」（甲34））。

こうした状況のもとにおいては、本件新設発電所で採用されたUSC（超々臨界圧発電）などの高効率の設備（被告のいう「最良の技術」を用いた設備）を用いるという環境保全措置をとることによって本件新設発電所からの年間726万トンの二酸化炭素の排出を追加することが、日本の2030年の石炭火力発電からの二酸化炭素排出量を2030年度において約2.2億トンとするという2018年当時の日本の目標とどう整合するのか検討されるべきであるが、この点は全く検討されていない。

このことは著しい瑕疵である。

9 総括

原告らの生命・健康・住居などの財産・食料への深刻な危険が差し迫っている

状況にあり、本件新設発電所の稼働は、多大な二酸化炭素の排出をもたらし、そうした、生命・健康・住居などの財産・食料への危険を増大させる。

そして、本件事業者や被告が挙げるCCS（CCUS）も、アンモニア混焼も、とるべきでない対策となってしまう、本件新設発電所を稼働させる理由とはなり得ない。

さらに、本件新設発電所がなくとも、電力危機はなく、本件新設発電所の設置・稼働の必要性はない。

そして、本件環境アセスの手続きには多くの重大な瑕疵があり、その手続きの不適切さは著しい。

以上からすれば、本件確定通知が違法であることは明らかであり、速やかに、取り消されなければならない。

以 上